

# 高齢者施設入所者等へのワクチン追加接種（3回目）の前倒しについて

## 1. 高齢者施設入所者への追加接種（3回目）の前倒しについて

新たな変異株の発生等の状況を踏まえ、高齢者施設入所者の追加接種（3回目）を2回目接種日から6か月以上経過で可能とします。

## 2. 使用するワクチン

◆使用するワクチンは、1月末まではファイザー社ワクチンを使用します。

※2月以降は、国のワクチン供給状況によりファイザー社またはモデルナ社のワクチンのいずれかを使用します。

◆ワクチンの確保は接種医を通じて保健所に依頼してください。

（ファイザー社ワクチンを使用する場合の留意点）

◇1・2回目接種と同じく、生理食塩水で希釈した接種液0.3mlを接種します。

◇1バイアルあたりの接種可能人数は6～7人分です。（本市は7人分採取可能な針と一体型のシリンジを供給します。）

## 3. 接種券の取り扱い

◆追加接種（3回目）の接種券と予診票は、2回目接種日から8か月経過する時期を目安に順次発送します。

◆前倒して追加接種（3回目）を行う場合は、接種券が手元にないことから、以下の事項を確認してください。

①接種済証等をもとに、2回目接種日から6か月以上が経過していることを必ず確認してください。

②接種医の請求事務が接種券到達後となります。接種医に接種可能であるか確認してください。

## 4. 予診票について

◆予診票は接種券に同封して郵送します。追加接種（3回目）を前倒しする場合は福祉部から希望する施設に配布します。

※予診票の在庫には限りがあり、まずは1・2回目の接種時期が早い『介護老人福祉施設』と『地域密着型介護老人福祉施設』、『ワクチンが確保できた施設』に優先的に配布します。

## 5. 施設従事者への接種について

◆高齢者施設従事者が施設内で追加接種（3回目）する場合は、2回目接種日から6か月以上経過で接種を可能とします。

◆ワクチンの供給量から、施設内で接種できる従事者は本市に住民票のある従事者のみとします。

※ただし、ワクチンの有効活用の観点から、1バイアルの単位の残余が生じる場合や、当日キャンセル者が発生した場合には市内・市外に問わず、2回目接種日から6か月以上経過している従事者への接種は可能とします。

◆接種券・予診票の取り扱いは入所者に準じます。

## 6. 前倒し追加接種（3回目）の接種事務のフロー

### （1）接種券到達前の事務

- ①接種済証から2回目接種により6か月以上経過を確認する
  - ②ワクチンの確保を接種医に依頼する
  - ③予診票を福祉部に依頼する
  - ④予診票に必要事項を記載し、接種医の問診後に接種する
  - ⑤予診票に接種医等の情報を記載し、ロットシールを貼付する
  - ⑥接種記録書にメーカーシールを貼付する
- ※メーカーシールが不足する場合はロットシールを代用する。

### （2）接種券到達後の事務

- ①接種券を予診票に貼付する。
- ②接種医は接種券を貼付した予診票をワクチン接種記録システム（VRS）で読み取り、請求事務を行う。

※入所者が接種済証の交付を希望する場合は接種日や接種場所など、必要な事項を転記して被接種者に交付してください。

